

# 賢い助成金活用術勉強会

日程：平成28年7月27日（水）

会場：オワソブルー

講師：(株)TMC経営支援センター

【共催】

税理士法人 澤田会計事務所

株式会社 TMC経営支援センター



## 1. 各種制度助成金について

国や地方自治体等は、雇用創出、労働条件向上、非正規労働者の正規雇用推進等のために、各種助成金を整備しています。

これらの雇用安定助成金は、経営の安定・雇用の安定が主たる目的であり、税金の活用でもないので返済の必要もありません。

助成金は申請しなければ受給できないため、積極的にTMCの情報を収集して、フル活用しましょう。

設備投資を行う際の税務等は、澤田会計事務所様にご相談ください。

## 2. 主な助成金の概要

### (1) 雇入れに関する助成金

No	名称	概要・対象者	助成額（例示）
1	特定求職者雇用開発助成金	60歳以上の者、母子家庭の母、父子家庭の父を雇用	60万円 （短時間労働者は40万円）
		障害者（重度以外）を雇用	120万円 （短時間労働者は80万円）
		障害者（重度）を雇用	240万円 （短時間労働者は80万円）
2	トライアル雇用奨励金	未経験者、離転職を繰り返している者、1年を超えて離職している者等を3ヶ月間試しの雇用	12万円  ※寡婦、寡夫は15万円
3	地域雇用開発助成金	指定された地域で創業・事業所設置を行い、雇入れと300万円以上の設備投資を実施	雇入れ人数と設備投資額に応じて支給 （50万円～800万円）

(2) 労働環境向上・教育訓練に関する助成金

No	名称	概要	助成額(例示)
1	キャリアアップ助成金	有期契約労働者等の正社員転換制度を導入し、正社員転換を実施	一人あたり60万円
		有期契約労働者等に対する教育訓練(20時間以上)を実施	訓練経費全額(上限あり) Off-JT・OJT 1時間あたり800円
		有期契約労働者等の賃金テーブルを2%以上増額改定	賃金テーブル適用者1人あたり3万円
		週30時間未満勤務のパート等への健康診断制度を導入し、延べ4人以上に実施	40万円
		週25時間未満の者を週30時間以上の雇用契約に変更し、社会保険加入	1人あたり20万円
2	キャリア形成促進助成金	計画に基づいて、1コース20時間以上の研修を実施	受講費用の1/3 賃金助成：1時間400円  ※被災地は受講費用の1/2 賃金助成1時間800円
3	キャリア形成促進助成金 (制度導入コース)	教育訓練・職業能力評価制度、定期的なキャリアコンサル制度、技能検定合格報奨金制度、教育訓練休暇等制度、又は社内検定制度を整備	各50万円

(3) 職場環境向上に関する助成金

No	名称	概要	助成額(例示)
1	女性活躍加速化助成金	女性社員活躍のための数値目標・取組目標を設定し、達成	取組目標達成：30万円 数値目標達成：30万円
2	高年齢者雇用安定助成金 (高年齢者活用促進コース)	高年齢者活用促進措置を実施 (新分野進出、機械設備の導入、雇用管理制度の導入、定年の引上げ等)	経費の2/3
3	職場定着支援助成金	評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度又はメンター制度を整備	10万円  ※離職率の要件を満たせば 60万円上乗せ
		介護事業者が、身体負担軽減につながる介護福祉機器を導入	導入費用の1/2
		介護事業者が、賃金制度を整備 (賃金テーブル等)	50万円 (離職率の基準をクリアすると更に150万円)
4	業務改善助成金	1時間あたりの賃金額800円未満の労働者について、40円以上引き上げ、業務改善効果のある設備投資等を実施	経費の2分の1 (上限100万円) ※10人以上の賃金を60円以上引き上げた場合は最大150万円

#### (4) 仕事と家庭の両立支援に関する助成金

No	名 称	概 要	助成額（例示）
1	両立支援助成金 代替要員確保コース	育児休業者の代わりに要員を3ヶ月以上雇用	50万円
2	両立支援助成金 育休復帰支援プランコース	育休復帰支援プランを作成し、面談、業務引き継ぎ、休業中の情報提供等を実施	育児休業取得時：30万円 復帰時：30万円
3	出生時両立支援助成金	男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者が育児休業を5日以上取得	60万円
4	介護支援取組助成金	仕事と介護の両立に関する取組を実施	60万円

#### (5) 受動喫煙防止に関する助成金

No	名 称	概 要	助成額（例示）
1	受動喫煙防止対策助成金	受動喫煙を防止するために施設を改善（喫煙室、屋外喫煙所、換気装置の設置等）	工事等の費用の1/2

(注1) 助成金受給のためには、求人票の出し方、出勤簿・賃金台帳・労働者名簿・雇用契約書の整備、就業規則の記載内容等にも注意が必要です。

(注2) 前記の助成額は、中小企業の場合の金額です。

(注3) 助成金は、改正や廃止がされることがあります（特に4月は改正が多くなっています。）。

(注4) 助成金は、申請しなければ受給できません。

(注5) 前記の他にも、様々な助成金があります。

### 3. 助成金受給のための重要ポイント

助成金を積極的に活用することで、教育や採用拡大などが促進され、経営の安定・雇用の安定につながります。助成金を受給するためには、適正な労務管理が前提となりますので、次のような点に注意をしましょう。

#### (1) 法令遵守の人事労務管理

- 会社都合の解雇は行っていないか？
- 就業規則が、現在の法令に合っているか？
- 雇用保険、社会保険の加入は？
- 職安紹介で雇入れているか？（事前面接をしていないか）
- 求人票の出し方は助成金対応になっているか？
- 労働時間管理は出来ているか？
- 労働保険料に滞納は無いかな？
- 過去3年間に助成金の不正受給は無いかな？ 等

#### (2) 適正な賃金管理

- 出勤簿、賃金台帳、労働者名簿、雇用契約書、就業規則等は整備しているか？
- 賃金計算は、正しく行っているか？
- 時間外手当等は法令通り支払っているか？
- 就業規則と賃金がリンクしているか？
- 雇用契約書通りの賃金を支払っているか？ 等

.....

.....

.....

.....

.....

※助成金について概要をご案内しましたので、詳細についてはTMCにご相談下さい。  
助成金申請において重要な法定帳簿等を整え、適正な申請を徹底しましょう。

# TMCグループ事業概要

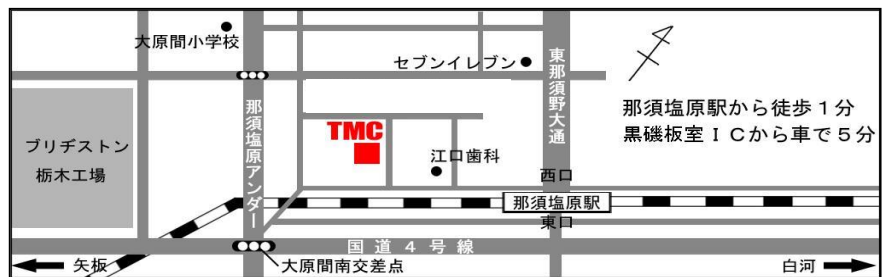
- 【グループ事業】 株式会社TMC経営支援センター  
 社会保険労務士法人TMC  
 宇都宮法務行政書士事務所  
 TMC行政書士事務所  
 TMC司法書士事務所  
 TMC労働保険組合（労働保険事務組合）  
 TMC労災組合（一人親方等特別労災加入組合）
- 【代表者】 代表取締役会長／代表社員 岡部 正治
- 【顧問】 浅香法律事務所 弁護士 室井 淳男  
 クラウンズ法律事務所 弁護士 藤川 久昭
- 【設立】 昭和60年6月
- 【資本金】 3500万円
- 【社員数】 100名
- 【有資格者】 特定社会保険労務士3名、社会保険労務士有資格者16名、  
 行政書士有資格者5名、認定司法書士1名他

## 【事業実績等】

- 取引先数 約1900事業所（平成28年1月1日現在）
- 平成14年12月 ISO9001認証取得
- 平成17年 7月 プライバシーマーク認証取得
- 平成18年 6月 社会保険労務士法人登記
- 平成18年11月 特定社会保険労務士登録（現在4名在籍）
- 平成19年10月 ISO27001 ISMS認証取得

### TMC本社

栃木県那須塩原市大原間西  
 1丁目10番地6  
 TEL 0287-67-3023  
 FAX 0287-67-3024



### TMC宇都宮支店

栃木県宇都宮市宝木本町  
 1140番地200  
 TEL 028-666-3005  
 FAX 028-666-3006

